

事務連絡

平成30年3月29日

地域密着型サービス事業者 各位

今治市 健康福祉部

高齢介護課長

介護給付費算定に係る体制等の届出に係る留意事項について

標題の件について、お問い合わせがあった内容を中心に整理いたしましたので、今後の取り扱いについて、下記のとおりお願いします。

記

介護給付費算定に係る体制等の届出に関する事項については、今治市高齢介護課ホームページの「介護保険>介護サービス事業者のみなさまへ>各種届出等について>地域密着型サービス事業所>介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」に掲載しておりますのでご覧ください。

また平成30年4月異動に係る届出の期限は、平成30年4月16日(月)となっております。新規に加算を算定する場合は、添付書類を確認の上、上記期限までにご提出ください。期間が短いためご迷惑をおかけしますがよろしくをお願いします。

平成30年度介護報酬改定に関する国の通知については[厚生労働省ホームページ](#)をご覧ください。

※ 各加算ごとの留意事項

○ 生活機能向上連携加算について

・地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設において、当加算を算定しようとする場合は体制届の提出が必要です。他のサービスについては届出の必要はなく、算定要件に合致していれば算定できます。

○ 栄養スクリーニング加算

・本加算については、体制届の提出は必要なく、算定要件に合致していれば算定できます。

○ 身体拘束廃止取組の有無（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

・これまで「1：なし」で届出していた場合は、「1：減算型」とみなされます。「2：あり」で届出していた場合は「2：基準型」みなします。

・「2：あり」で届出している場合は、追加で身体拘束等適正化のための指針を提出してください。（今後作成する場合は6月末までで可）

○ 身体拘束廃止取組の有無（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

・新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなされ減算が適用されます。取組をおこなっている場合は「2：基準型」で体制届を提出してください。

・添付資料として身体拘束等適正化のための指針を提出してください。（今後作成する場合は6月末までで可）

○ ADL維持等加算（地域密着型通所介護）

・平成31年度以降、当加算を算定する見込みであるときは、ADL維持等加算【申出】を有で届出してください。

・届出有の場合で届出の日から30年12月までの評価期間で算定要件をみたしている場合は、ADL維持加算の届出を行うことにより平成31年4月以降加算算定可能となります。

○ 夜勤職員配置加算（地域密着型介護老人福祉施設）

・これまで夜勤職員配置加算「2：あり」で届出していた場合は、要件の見直しを踏まえ、「加算Ⅰ・加算Ⅱ」に該当するか「加算Ⅲ・加算Ⅳ」に該当するかを、新規に届出してください。

○ 障害者生活支援体制及び看取り介護体制（地域密着型介護老人福祉施設）

・これまで「2：あり」で届出していた場合は、「2：加算Ⅰ」とみなされます。新たに「3：加算Ⅱ」を算定する場合は、要件を確認の上、体制届を提出してください。

○ 医療連携体制（認知症対応型共同生活介護）

・これまで「２：対応可」で届出していた場合は、「２：加算Ⅰ」とみなされます。新たに「３：加算Ⅱ」「４：加算Ⅲ」を算定する場合は、要件を確認の上、体制届を提出してください。

○ 看護体制強化加算（看護小規模多機能型居宅介護）

・これまで訪問看護体制強化加算「２：あり」で届出していた場合は、「２：加算Ⅱ」とみなされます。新たに「３：加算Ⅰ」を算定する場合は、要件を確認の上、体制届を提出してください。

高齢介護課 介護保険担当

TEL0898-36-1526